

訪 問 介 護 重 要 事 項 説 明 書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 興正会
- (2) 法人所在地 鹿児島県出水市境町1822番地
- (3) 電話番号 0996-67-5070
- (4) 代表者氏名 理事長 小幡 美枝子
- (5) 設立年月日 昭和56年10月19日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
平成18年 3月20日指定
鹿児島県 4670800525号

* 当事業所は特別養護老人ホーム出水の里、デイサービスセンター出水の里に併設されています。

- (2) 事業所の目的 指定訪問介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に、訪問介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 介護ステーション 出水の里
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県出水市境町1822番地
- (5) 電話番号 0996-67-5070
- (6) 管理者氏名 小幡 美枝子

(7) 当事業所の運営方針

単なる生活支援ではなく、自立支援を基調とし、目配り・気配り・思いやり・の精神で、豊かさ（食）快適さ（住）温かさ（心）を追求する。

- (8) 開設年月日 平成18年 4月 1日

- (9) 通常の事業の実施地域
出水市全域・水俣市

(10) 営業日及び営業時間

営業日	月～金・土・日・祝日	7時00分～18時00分
受付時間	月～金・土・日・祝日	7時00分～18時00分
サービス提供時間	月～金・土・日・祝日	7時00分～18時00分

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1 管理者	1名		名	名	
2 訪問介護員責任者	1名		1名	名	
3 訪問介護員	名	4名	1.5名	名	
(1)介護福祉士	名	4名	1.5名		
(2)実務者研修 (ヘルパ-1級)課程修了者	名	名	名		
(2)介護職員初任者研修 (ヘルパ-2級)課程修了者	名	名	0名		

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(週40時間)で除した数です。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額をご契約者に負担にいただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

(介護保険負担割合証による負担割合を適用)

① サービスの概要

- | |
|---|
| ○身体介護
入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
○生活援助
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。 |
|---|

☆ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

② サービス利用料金自己負担額（一割負担の場合）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金

サービスに要する時間		20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体介護	1 利用料金	1630円	2440円	3870円	5670円+820円
	2 うち介護保険から給付される金額	1467円	2196円	3483円	5103円+738円
	3 サービス利用に係る自己負担額	163円	244円	387円	567円+82円
サービスに要する時間		20分以上 45分未満	45分以上	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※ 身体介護から引き続き20分以上の生活援助を行う場合→20分から計算して25分増す毎に650円ずつ追加となります。 (1950円を限度とします) </div>	
生活援助	1 利用料金	1790円	2200円		
	2 うち介護保険から給付される金額	1611円	1980円		
	3 サービス利用に係る自己負担額	179円	220円		

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国に定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合には、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

☆同一建物等居住者に対する訪問介護サービスについては条件に合わせて所定の割合で減算が適用されます

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一時お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

身体介護	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 (30分増す毎 に)
	1630円	2440円	3870円	5670円(820 円)
生活援助	20分以上 45分未満	45分以上		
	1790円	2200円		

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 初回加算

新規及び過去2月当事業所の利用がない場合、訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合、または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行した場合。 月200円

(4) 緊急訪問介護加算

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門が必要と認めた時に、サービス提供責任者または、その他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合。 月100円

(5) 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善費

別に厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の処遇改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し指定訪問介護を行った場合、この単位数が加算されます。

① 介護職員処遇改善加算

(Ⅰ) 利用者算定単位の13.7% (Ⅱ) 利用者算定単位の10.0% (Ⅲ) 利用者算定単位の5.5%
(Ⅳ) 上記Ⅲの90% (Ⅴ) 上記Ⅲの80%

② 介護職員等特定処遇改善費

(Ⅰ) 利用者算定単位の6.3% (Ⅱ) 利用者算定単位の4.2%

③ 介護職員等ベースアップ等支援加算

利用者算定単位の2.4%

(6) 交通費

以下の場合、サービスの提供に際し、要した交通費については利用者の同意を得てから実費をいただきます。

① 通常の事業の実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合

② 通常の事業の実施地域にお住まいの方で、通常の事業の実施地域以外に通院・外出介助、買い物・薬の受け取り等を頼まれる場合

☆事業所から、片道おおむね30キロメートル未満

300円

☆事業所から、片道おおむね 30 キロメートル以上 20 キロメートル未満 400円

(7) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の料金・費用は、利用日ごとに自己負担金をお支払いいただきますと、領収書を発行いたします。なお、お支払いの方法は話し合いの上、双方合意した方法で行ないます。

(8) 利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	介護保険規定利用料金の 50%

③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に掲示して協議します。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を命じることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

契約者は「3 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することができません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①医療行為②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供④飲酒及び喫煙⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教行為、政治活動、営利活動⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|--|

(6) ご契約者の家族等の個人情報の提供

サービス担当者会議等で、ご契約者に係る居宅介護支援者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、ご契約者及び家族等の個人情報を提供することがあります。

(7) 緊急時の対応

指定訪問介護事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行うなど必要な措置を講じます。

(8) 事故発生時の対応

指定訪問介護事業の提供により事故が発生した場合には、市町村、家族、ご契約者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じます。指定訪問介護事業の提供により事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

介護ステーション 出水の里 電話番号 0996-67-3801
訪問介護員責任者 北 兼一郎
対応時間 8:30～17:30

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

出水市介護保険担当課	電話	0996-63-2111
鹿児島県国民健康保険団体連合会	電話	099-206-1084
鹿児島県社会福祉協議会	電話	099-257-3855
水俣市介護保険担当課	電話	0966-61-1655

『説明確認』

令和 年 月 日

訪問介護契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者	所在地	鹿児島県出水市境町1822番地
	事業者名	社会福祉法人 興正会
	説明者	印

訪問介護契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者	住所	_____
	氏名	_____ 印
	電話	_____

代理人又は立会人

住所	_____
氏名	_____ 印

電話
